

平成26年度自治労職場環境整備等の要求及び回答

26.8.11要求 26.9.5回答

要 求 項 目	回 答 項 目
<p>1 従来からの労使慣行を遵守し労働条件の変更にあたっては一方的な実施は行わないこと。</p> <p>2 職員の健康管理について</p> <p>(1) 安全衛生委員会の機能を強化し、組合員の健康管理体制を充実すること。 また、職員の安全確保の観点から、職場における危機管理の体制整備を行うこと。</p> <p>(2) <u>冷暖房・空調について</u></p> <p>① <u>冷暖房の運転期間については、日程にとられず、気温・湿度に適した弾力的な運転を実行すること。</u></p> <p>② <u>空気の清浄性が保たれるように定期的な点検を行うこと。</u></p> <p>③ <u>勤務時間中は冷暖房運転を行うとともに、時間外勤務命令を発令する際には冷暖房の運転を行うこと。</u></p> <p>3 職場の労働安全衛生の観点から本所・分室の執務室の保全・改善を行うこと。</p> <p>(1) <u>庁舎・施設に係る耐震性の確保、震災等災害時の避難誘</u></p>	<p>1 良き労使関係については、尊重してまいりたい。 また、地方公務員法第55条第1項並びに労使関係における職員団体等との交渉等に関する条例第3条に規定されている事項については、十分協議してまいりたい。</p> <p>2</p> <p>(1) 安全衛生委員会については、大阪府職員安全衛生管理規程に基づき、平成24年度に設置したところであり、委員会を通じて職員の意見を聴きながら、職員の健康と働きやすい職場環境づくりを進めてまいりたい。 また、職場における危機管理の体制整備については、平成25年度に定めた「庁舎における危機管理について」を職員に周知徹底するほか、消防訓練については本年度も実施してまいりたい。</p> <p>(2) 要求の趣旨を庁舎管理者に伝えてまいりたい。</p> <p>3</p> <p>(1) 要求の趣旨を庁舎管理者及び税政課に伝えてまいりたい。</p>

導等点検整備を怠らないこと。

(2) 夕陽丘庁舎においては下記の実現を図ること。

① 手洗いの勤奨、安全衛生の観点からトイレ手洗いをセンサー反応式に変更すること。また、トイレを清潔に気持ちよく利用してもらえようように、換気扇の改修を行いトイレに手荷物置き場やゴミ箱を設置すること。

② 2階執務室は狭い部屋に職員数が多いため通常より執務室温度が高い。それにもかかわらず窓が少ししか開閉できず、非常に風通しが悪い状態である。このため中庭に面した窓を全面開閉式のものに交換し網戸を設置すること。

③ 庁用自動車及び自転車の点検・整備を行うこと。

④ 圧縮機能が故障しており、安全衛生上の問題があるのでシュレッターを改修すること。

(3) なにわ分室においては、下記の実現を図ること。

① 耐震性や労働安全衛生の観点から庁舎の建て替えを行うこと。また、それまでの間については、破損箇所那点検・整備を実施すること。

委託職員も含む女性職員の増加から女子トイレの増設を行うこと。

② 職場環境測定数値改善のため室内の空調換気について点検・整備を行うこと。

(2)

① } 要求の趣旨及び現状を庁舎管理者及び税政課に伝えてまいりたい。

②

③ 今後とも業務に支障がないよう、点検・整備をしてまいりたい。

④ シュレッターについては点検のうえ、必要に及び、修理等対応してまいりたい。

(3)

①

} 要求の趣旨及び現状を税政課に伝えてまいりたい。

②